

衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会ニュース

平成 27. 7. 10 第 189 回国会第 19 号

7 月 10 日（金）、第 19 回の委員会が開かれました。

- 1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）
自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 25 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外 4 名提出、衆法第 26 号）
領域等の警備に関する法律案（大島敦君外 8 名提出、衆法第 27 号）
- ・安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、太田国土交通大臣、中谷国務大臣（防衛大臣・安全保障法制担当）、菅国務大臣、遠藤国務大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人並びに提出者大串博志君、柿沢未途君、小沢鋭仁君、大島敦君、緒方林太郎君、後藤祐一君、今井雅人君及び丸山穂高君に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

小野寺 五 典君（自民）

- ・我が国の安全保障法制の整備について政治としての議論の在り方及び平和安全法制の整備が今必要であるとする理由を、安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・民主党は、領域警備法案（民主・維新共同提出）しか提出していないが、同法の制定のみで我が国の安全を守ることができると考えているのか、安全保障における民主党のスタンスを伺いたい。
- ・維新案の武力攻撃危機事態において我が国が行使する自衛権は限定的な集団的自衛権なのか、維新の党の見解を伺いたい。

上 田 勇君（公明）

- ・武力攻撃危機事態において行使される自衛権は、国際法上は集団的自衛権となり得ると考えるが、維新の党としてはどのように考えているのか伺いたい。
- ・いわゆるグレーゾーン事態に対して、政府は法整備をせずに下令手続の迅速化等運用の改善で対応するとしているが、これを適切と判断した理由を安倍内閣総理大臣に伺いたい。
- ・米軍等の武器等防護の規定を新設する意義及び必要性について、安倍内閣総理大臣に伺いたい。

岡 田 克 也君（民主）

- ・重要影響事態と国際平和共同対処事態の違いが曖昧なため、政府は国連決議が不要であり緊急時の国会事後承認を認める重要影響事態を意図的に選別して適用するので

はないか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

- ・重要影響事態は、「そのまま放置すれば我が国に対する平和及び安全に重要な影響を与える事態」という例示と同じ程度の事態を意味するのか、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国が武力行使を行うための要件として、武力攻撃事態では我が国に対する武力攻撃の着手が必要であるが、存立危機事態では何が必要になるのか、この「着手」に当たるものは具体的に何なのか、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

細 野 豪 志君（民主）

- ・領域警備法案において、現状の問題点である「時間」「権限」「武器使用権限」の隙間をどのように埋めるのか伺いたい。
- ・在外邦人の退避措置はそこで紛争が発生した時点ではなくその発生前に行う必要があると思うが、政府は朝鮮半島有事に備えた在韓邦人の退避措置をどのように行うつもりなのか、岸田外務大臣に伺いたい。
- ・7 月 5 日のユネスコ世界遺産委員会において、佐藤ユネスコ日本政府代表部大使が登録施設の一部に「本人たちの意思に反して連れてこられ厳しい環境の下で働かされた」朝鮮半島出身者がいたと発言をしたが、韓国政府に我が国政府が強制労働の事実を認めたと受け取られる懸念はないか、岸田外務大臣に伺いたい。

大 串 博 志君（民主）

- ・今、政府が行うべきことは、法案を一旦撤回して、民主

党政権下の社会保障・税一体改革においてシンポジウム及び対話集会を全国で 74 回実施したように、全国を歩いて国民の声を聞き、納得を得て法整備を進めていくことではないか、安倍内閣総理大臣の所見を伺いたい。

- ・中谷防衛大臣は、政府案に基づく新たな任務に伴い自衛隊の新たなリスクは生じると認めているが、安倍内閣総理大臣の認識を伺いたい。

長 島 昭 久君 (民主)

- ・領域警備に関し、現行の法制度を維持し運用の改善を行うという政府の対応は十分な措置と考えるか、領域警備法案の提出者に伺いたい。
- ・領域警備法案において、自衛隊が先行して対処するようなことがあれば、ミリタリー対ミリタリーの衝突が生起することが懸念されるが、この点についての提出者の見解を伺いたい。
- ・領域警備区域が指定されれば、同区域の内外で対処に差が生じるおそれがあると考えますが、領域警備区域を指定する意義と指定によるリスクへの対処について提出者に伺いたい。

辻 元 清 美君 (民主)

- ・安倍総理は著書の中で、後方支援を実施している現場で戦闘が行われれば撤収するというのは国際的には通用せず、そのような国とは共に活動したくないと他国から思われて当然である旨述べており、これは、平和安全法制関連法案の内容と矛盾する所感であると考えますが、安倍内閣総理大臣の真意について伺いたい。
- ・平和安全法制が整備されれば、自衛隊の任務が増加し、自衛隊員のリスクも高まるため、同法制が整備された場合は、自衛隊員に対し、サービスの宣誓を再度行わせるべきであると考えますが、中谷防衛大臣の所見を伺いたい。
- ・戦後 70 年談話は、戦没者への哀悼と戦争の反省に思いを致し作成すべきであると考えますが、安倍内閣総理大臣の所感を伺いたい。

松 浪 健 太君 (維新)

- ・維新案の憲法適合性について、提出者の見解を伺いたい。
- ・維新案の国際平和協力支援法案では、我が国が行う後方支援活動等は国連憲章第 7 章の決議等に基づく場合に限定しているが、この点に関する政府案との違いについて、提出者に伺いたい。
- ・外国の軍隊等に対する後方支援に関して、政府案は現に戦闘が行われている現場を除く地域としていることは武力行使の一体化につながるのではないかと、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。

村 岡 敏 英君 (維新)

- ・最近の我が国を取り巻く安全保障情勢の中で、なぜ平和安全法制の整備をやらなければならないのか、維新案提出者の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制の整備について、自国防衛に重点をおいて説明すると分かりやすいと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制の整備にあたり、憲法適合性が最も重要であると考えますが、安倍内閣総理大臣及び維新案提出者それぞれの見解を伺いたい。

井 上 英 孝君 (維新)

- ・ホルムズ海峡の機雷封鎖に伴う自衛権の行使があり得るのか否か、中谷安全保障法制担当大臣及び維新案提出者それぞれの見解を伺いたい。
- ・防衛出動のための国会承認制度について、中谷安全保障法制担当大臣及び維新案提出者それぞれに説明いただきたい。
- ・重要影響事態あるいは周辺事態に関して、支援対象及び地理的制約の有無等について、中谷安全保障法制担当大臣及び維新案提出者それぞれに説明いただきたい。

小 熊 慎 司君 (維新)

- ・外国軍隊への後方支援活動が終了し人道復興支援活動の必要性が生じた場合、維新案及び政府案のそれぞれにおいて、自衛隊派遣手続を改めて行う必要があるのか否か、説明いただきたい。
- ・後方支援活動において弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油・整備が武力行使と一体化していないことを客観的に証明すべきと考えるが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国は、ODA等の国際貢献を拡充するなど、非軍事面での積極的平和主義を進める必要があると考えますが、安倍内閣総理大臣の見解を伺いたい。

穀 田 恵 二君 (共産)

- ・自衛隊のイラク派遣では、非戦闘地域でありながら自衛隊はイラク人に発砲する一歩手前であったなどの教訓を生かせば、非戦闘現場へと後方支援の活動地域を拡大することは非常に危険と言わざるを得ないが、中谷安全保障法制担当大臣の見解を伺いたい。
- ・イランが実際にホルムズ海峡を封鎖する可能性について、外務省はどのように分析しているのか伺いたい。
- ・正式停戦合意前に第三者の我が国が機雷敷設国の反発を招かずに機雷掃海を開始するタイミング・判断基準について、岸田外務大臣の認識を伺いたい。

